

都市計画法改正を踏まえた災害安全基準モデル調査業務仕様書（案）

1 目的

頻発・激甚化する自然災害に対応するため令和2年に都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）が改正されたことを踏まえ、兵庫県（以下「県」という。）が法第34条第12号に基づき条例で指定する特別指定区域において、モデル地区での各種調査や安全対策等の検討を通じて、地域住民の生命等の安全確保と地域活力の維持とのバランスがとれた、開発許可等に係る災害安全基準（以下「安全基準」という。）の策定等を目的とする。

2 委託業務の内容

(1) モデル地区調査及び検討

特別指定区域に災害ハザードエリア*を多く含む赤穂市、たつの市の2市において、同区域内からモデル地区を5地区程度選定し、以下の業務を実施する。

※ 災害ハザードエリア

都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第29条の9第1号から第5号までに掲げる災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の想定最大規模降雨及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号の計画降雨による区域）のことをいう。

なお、「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会の提言（令和2年8月）や開発許可制度運用指針（平成26年8月1日付け国都計第67号）の改正など国の動向を踏まえ、津波や洪水による河岸浸食等の災害のおそれのある区域についても適宜災害ハザードエリアに加えるものとする。

ア 現況調査

災害リスクを評価するために必要となる以下の事項について、モデル地区及びその周辺の現況調査を行う。

- (ア) 災害ハザードエリアの分布状況
- (イ) 市町の防災対策及び地域防災活動の状況
- (ウ) 堤防整備や護岸整備など河川や山林等に設置されている防護施設の状況
- (エ) 土地利用の状況
- (オ) 建築物の立地状況（建築物の構造、階数、地盤高、居住の有無など）
- (カ) その他災害リスク評価に必要な事項

イ 災害リスクの評価

上記アの調査結果を踏まえ、モデル地区及びその周辺の災害ハザードエリアについて災害リスク評価を行う。

ウ 安全対策の検討

上記イで評価した災害リスクに対応可能な安全対策を検討する。

なお、災害リスクが高く、安全対策の実施だけでは地域住民の生命等の安全確保が困難な場合は、地域の土地利用や経済活動への影響を最小限に抑えた特別指定区域の見直し案も併せて検討する。

エ 安全対策の効果検証

上記ウで検討した安全対策について、「地域住民の生命等の安全確保」と「地域活力の維持」の両面から多角的かつ総合的に評価を行うことにより、その効果を検証する。

オ 安全対策の実施に当たっての留意点

上記エで検証した安全対策の効果的な実施に当たっての留意点を抽出する。

(2) 安全基準の素案の策定及び普及方策の検討

ア 安全基準の素案の策定

上記(1)の実施結果を踏まえ、「地域住民の生命等の安全確保」と「地域活力の維持」とのバランスがとれ、モデル地区以外の地区でも適用可能な実効性のある安全基準（地域住民の生命等の安全を確保するため、既定の特別指定区域の見直しが必要な場合は、その見直しの指針も含む。）の素案を策定する。

イ 安全基準の普及方策の検討

安全基準を県民や民間事業者等に広く周知・普及するための具体的な方策について検討する。

なお、周知・普及手段としてホームページやパンフレットを活用する場合は、その原稿も併せて作成すること。

また、原稿作成に当たっては、開発許可制度や特別指定区域制度について県民等が理解しやすいようレイアウト、デザイン等を工夫すること。

(3) 兵庫県開発審査会との調整

本業務の内容や進捗等の実施状況について、兵庫県開発審査会に対して少なくとも3回（事前説明、中間報告及び最終報告）説明を行うとともに、同審査会から聴取した意見を可能な限り業務に反映するものとする。

(4) 業務報告書の作成

(1)～(3)の内容を打合せ記録と共に業務報告書として取りまとめる。

3 成果品

県の検査を受けた後、次の図書（修正可能な電子データを含む。）を作成し提出すること。

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 本業務の実施過程で取得又は作成した図書、統計及び調査データ等 一式

4 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、担当者を配置し、委託者と十分な協議を行うこと。
- (2) 技術士、一級建築士又はこれらと同等の能力があると認められる者が本業務を担当すること。また、受託者はまちづくり、住宅又は都市に関する業務の経験があること。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- (4) 本業務に必要な資料のうち、委託者が保持するものについてはこれを貸与するものとし、受託者は作業の終了時又は委託者の請求があった場合には、これを速やかに返却すること。
- (5) 受託者は、受託者の保持する資料の活用に努めること。

- (6) 受託者は、本業務の実施に当たり、委託者と定期的に打合せを行うこと。
- (7) 本業務の実施に当たっては、必要に応じ市町や住民へのアンケートやヒアリング等を実施すること。
- (8) 本仕様書のほか、受託者が提出した企画書に基づき業務を実施すること。
- (9) 受託者は、本業務に関する一切の秘密保持に努めるものとし、成果品は全て委託者に帰属するものとする。
- (10) 本業務の履行期限は、令和3年12月28日とする。